

熊本県防災・減災・景観保全森林整備事業検査要領

(目的)

第1条 この要領は、熊本県防災・減災・景観保全森林整備事業実施要領（以下「実施要領」という。）第11条の規定による検査について、必要な事項を定める。

(しゅん工検査)

第2条 しゅん工検査は、実施要領第10条の規定による完了届を受理した後、速やかに行うものとする。

(中間検査)

第3条 実施要領第11条第2項の規定による中間検査の依頼は、中間検査依頼書（別記第1号様式）を提出してするものとする。

2 中間検査は、依頼のあった施行地について行うほか、事業全体の進捗状況等の確認を行うものとする。

(検査員)

第4条 しゅん工検査及び中間検査（以下「検査」という。）は、林務技術職員又は知事が特に必要と認めて命じた職員で、専門的な知識を有する者（以下「検査員」という。）1名以上で行うものとする。

(立会人)

第5条 検査は、事業の実施主体の長又はその代理人の立会のうえ、行うものとする。

(検査の方法)

第6条 書類検査は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）及び実施要領に基づく補助金交付申請書並びに完了届等（中間検査依頼書を含む。）の関係書類（以下「申請書等」という。）について、1施行地ごとに行うものとする。

(2) 書類検査は、主として申請書等により、その記載内容が要項及び実施要領に定める採択要件に合致しているか、別記1「書類検査の検査基準」に基づいて確認するものとする。

(3) 面積及び延長の検査は、申請書等と照査して行い、査定は、検査面積等に従って行う。

2 現地検査は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 申請書等に基づいて、1施行地ごとに行うものとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、次に掲げる施行地については、現地検査を省略することができる。

ア 間伐、侵入竹除伐及び再生竹除伐

施行市町村において、実施主体ごとに無作為に抽出するその10分の1以上に相当する数の施行地を除く施行地。

イ 森林作業道

着工前及び完了後の写真、その他証拠書類により現地の施行状況が確認できるものについて、施行市町村において、実施主体ごとに無作為に抽出するその10分の1以上に相当する数の施行地を除く施行地。

- (3) 現地検査等において、疑義が認められる申請については、前号の規定を適用しないものとする。
- (4) 施行地の位置が、申請書等に記載された当該施行地の位置と合致するか、森林計画図等の図面（以下「施業図」という。）若しくはGPS（全地球測位システム）で照合し、確認するものとする。
- (5) 補助の対象として認める施業ごとの施行区域は、次に掲げるものとする。

ア 間伐

実施要領及び熊本県防災・減災・景観保全森林整備事業実施基準（以下「実施基準」という。）に定める伐採率により間伐を行った区域（実施基準第3条第1項第1号の林縁木を含む。）

イ 侵入竹除伐

当該施業と一体として行った間伐の施行区域

ウ 再生竹除伐

当該施業に係る侵入竹除伐を行った区域

- (6) 施行地内の更新困難地等であって、1箇所の面積が0.01ヘクタール以上であるものは除地とし、施行地面積からその面積を差し引くものとする。
- (7) 検査員は、必要に応じ、現地検査において施業図の確認を行うものとし、その結果、申請された面積及び延長が不足していると認められる場合、査定は、検査面積等に従って行う。
- (8) 現地検査は、実施要領及び実施基準に定める採択要件等に従って施業が実施されているか、別記2「現地検査の検査基準」に基づいて確認するものとする。

（検査調書等）

第7条 検査員は、検査を行ったときは、検査調書（別記第2号様式）を作成するものとし、現地検査を行った施行地については、検査野帳（別記第3号様式）を作成するものとする。

- 2 検査調書は、1施行地ごとに確認事項及び検査の合否について記載するものとし、現地検査を行った施行地については、その旨を検査調書の現地検査欄に記入（印）するものとする。
- 3 森林作業道については、実施主体から提出された出来高設計書をもとに現地検査を行うものとし、出来高と検査結果が相違するときは、出来高設計書に検査結果を朱書きするものとする。

(検査の復命等)

第8条 検査員は、中間検査又はしゅん工検査の終了後、速やかに検査復命書（別記第4号様式）に検査調書、検査野帳及び検査写真を添えて、知事に復命しなければならない。

2 広域本部地域振興局長は、検査が終了したときは、中間検査及びしゅん工検査の検査復命書の写しに次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに農林水産部長に提出するものとする。

(1) 検査調書（原本又は広域本部地域振興局の林務課長若しくは林務担当班長が原本証明した写し）

(2) 検査員任命伺いの写し

(検査調書等の保存)

第9条 第7条及び前条の規定により作成した検査調書等は、事業完了年度の翌年度から起算して5カ年間保存するものとする。

附 則

この要領は、令和2年7月31日から施行する。

この要領は、令和5年6月29日から施行する。

書類検査の検査基準

検査項目	検査の内容	検査方法		検査基準	摘要
		区分	確認方法		
作業種類	実施要領及び実施基準(この基準において「 要領等 」という。)に定める事業内容であることを確認する。	・間伐	◎ 次の事項について、写真及び標準地調査表等により確認する。 ・ 当事業による初回の間伐施行地にあつては、過去10年以上間伐(除伐、保育間伐及び更新伐を含む。)が行われていないこと ・ 当事業による2回目以降の間伐施行地にあつては、前回の間伐から5年以上経過し、針広混交林化を図るために間伐が必要な林況であること ◎ 法令に従った伐採であるか、実施主体が届け出た森林法第10条の8第1項の「伐採及び伐採後の造林の届出」に対する市町村からの適合通知書等により確認する。	・書類等の記載内容に相違なく、かつ、採択基準を満たしていること。	
		・侵入竹除去	◎ 間伐と同時に申請されているか、申請書等により確認する。 ◎ 要領等に定める内容及び本数であるか、写真等により確認する。		
		・再生竹除伐	◎ 侵入竹除去を実施した年度に続く3カ年までであるか、申請書等により確認する。		
		・森林作業道	◎ 熊本県森林作業道作設指針に基づき実施されているか、確認する。 ◎ 移動集積の間伐施行地で実施されているか、申請書等により確認する。		

検査項目	検査の内容	検査方法		検査基準	摘要
		区分	確認方法		
実施主体	要項及び要領(この基準において「要項等」という。)に定める事業主体であることを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ・森林組合 ・林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき知事に認定された事業体 ・NPO法人 ・森林組合員 ・林研グループ会員 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 協定を締結している実施主体であるか、確認する。 ◎ 申請箇所ごとの施業が協定に基づいて実施されているか、実施主体が保有する協定書原本により確認する。 ◎ 実施主体が森林組合員、林研グループ会員の場合は、チェーンソー特別教育を受講しているか、修了証等により確認する。 ◎ 林業労働安全に係る研修が当該年度に1回以上実施されているか、関係書類等により確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・書類等の記載内容に相違なく、かつ、要項等に定める実施主体であり、協定に基づいて事業が実施されていること。 	
書類等	要項等に定める書式となっていること、また、添付書類に漏れがないこと、記載内容に相違ないことを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ・完了届 ・中間検査依頼書 ・補助金交付申請書 ・補助金の概算払請求書 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 定められた書式、記載内容となっているか、要項等と照合して確認する。 ◎ 施行地ごとに必要な書類が添付され、書類相互の記載内容が整合しているか、確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な書類等が揃っており、その記載内容が適正であること。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・林小班、地番、森林所有者 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 土地台帳、森林簿及び協定書等により確認する。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・樹種、林齢 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 補助対象の樹種及び林齢であるか、森林簿、写真等により確認する。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・面積 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 図面等と照合し、1施行地の面積が0.1ヘクタール以上であるか、確認する。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・延長 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 森林作業道の延長について、図面及び設計書と照合して確認する。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・伐採率等 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 要領等に定める伐採率の基準を満たしているか、写真等により確認する。 ◎ 要項等に定める補助単価の区分が適正であるか、標準地調査野帳及び写真等により確認する。 		

現地検査の検査基準

検査項目		検査の内容及び方法	検査基準	摘要
間伐	・林齢の判定	・ 森林簿又は伐根の年輪により確認する。	・ 補助対象の林齢であること。	
	・作業の種類判定	・ 「集積まで」、「移動集積(車両系)」及び「移動集積(架線系)」の別について、現地の状況により確認する。 ・ 集積について、実施基準に適合する方法で実施されているか、現地の状況により確認する。	・ 間伐前の立木密度及び間伐の作業の種類が、申請された補助単価区分に合致すること。 ・ 「集積まで」にあつては、間伐木が下方へ転落しないよう措置され、「移動集積」にあつては、林縁等の安定した場所に集積されていること。	
	・伐採率の判定	・ 本数検査法により、本数間伐率(伐採本数/実施前の成立本数)を確認する。	・ 要領等に定める伐採率のとおり伐採されていること。	
侵入竹除伐	・伐採の判定	・ 標準地調査法により、伐採前の立竹密度を確認する。 ・ 伐採された侵入竹の整理状況を確認する。	・ 伐採前の立竹密度が、申請された補助単価区分に合致すること。 ・ その後の施業・管理に支障がないよう全てが伐採、整理されていること。	
再生竹除伐	・伐採の判定	・ 伐採された再生竹の整理状況を確認する。	・ その後の施業・管理に支障がないよう全てが伐採、整理されていること。	
森林作業道	延長 (測点間距離)	・ 図面と照合のうえ実測するものとし、施工延長300mにつき1箇所以上、300m未満の路線は1箇所以上を確認する。 ・ 測点を設定していない路線については、全延長を確認する。	・ 申請書に記載された延長以上であること。	
	幅員	・ 図面と照合のうえ実測するものとし、施工延長300mにつき1箇所以上、300m未満の路線は1箇所以上を確認する。	・ 申請書に記載された幅員以上であること。	

検査項目		検査の内容及び方法	検査基準	摘要
森林作業道	路盤工(敷砂利)	<ul style="list-style-type: none"> 敷砂利等が施工されている場合は、施工が必要な土質であるか、また、間伐木の移動集積に使用する機械等の通行に支障の無い程度に施工されているか、目視等により確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 敷幅は車道幅員の範囲内を標準とし、使用機械等の通行に支障が無いこと。 	
	排水工	<ul style="list-style-type: none"> 排水工が施工されている場合は、路体における適切な集排水がなされるよう施工されているか、目視等により確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 路面の洗掘や路体の崩壊等の危険性が低いこと。 	

別記第 1 号様式（第 3 条第 1 項関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

申請者住所
氏名

年度 防災・減災・景観保全森林整備事業中間検査の実施に
ついて（依頼）

年 月 日付け森整第 号で交付決定のありました防災・減災・景観保
全間伐推進事業について、別添の事業箇所について現地施業を完了しましたので、
中間検査を実施していただくよう、熊本県防災・減災・景観保全森林整備事業実施
要領第 11 条 2 項の規定に基づき依頼します。

記

提出書類

- 1 別記第 8 号様式（事業完了一覧）
- 2 着手前及び完了後の写真（全景及び近景）
- 3 事業を実施した箇所の位置図（5 万分の 1 地形図又はこれに準ずるもの）
- 4 事業を実施した箇所の区域図（施行地の区域を示した森林計画図又はこれに準
ずる縮尺 5 千分の 1 程度の地形図）

注）提出書類の別記第 8 号様式は、完了届の添付書類に準じて表題を「防災・減災・景観保
全間伐推進事業完了一覧」とし、事業完了内容を記載すること。この場合において、整理番号
と枝番は、補助金交付申請時に添付した際の番号に合わせることを。

年度 防災・減災・景観保全森林整備事業検査調書

実施主体名：

事業区分	整理番号	枝番	市町村	林小班			樹種	林齢	施行区分	事業量 (面積、延長)	補助金額 円	検査結果等			備考
				林班	小班	枝番						書類検査 確認	現地検査 確認	検査の 合否	
間伐									ha						
									ha						
									ha						
		計							0.00 ha	0					
侵入竹除伐							—	—	ha						
							—	—	ha						
							—	—	ha						
		計					—	—	0.00 ha	0					
再生竹除伐							—	—	ha						
							—	—	ha						
							—	—	ha						
		計					—	—	0.00 ha	0					
森林作業道							—	—	m						
							—	—	m						
							—	—	m						
		計					—	—	0 m	0					
合計										0					

上記のとおり検査しました。

年 月 日

検査員 職名

氏名



注) 「検査結果等」欄の「書類検査確認」及び「現地検査確認」欄は、確認した箇所に「○」を記入すること。

別記第3号様式（第7条第1項関係）

年度 防災・減災・景観保全森林整備事業検査野帳

実施主体名						
事業区分						
整理番号		検査年月日	年 月 日			
検査員	職名	氏名			印	
立会人氏名						
事業量 (面積、延長)	m ha	林班・小班				
検査記録						
間伐の確認	樹種			確認		
	林齢			確認		
	間伐率	申請	%		※40%単価の場合35%以上 ※30%単価の場合30%以上	
		検査	%		適 ・ 否	
	集積状況	良好 ・ 不良				
侵入竹除伐の確認	伐採・集積の適否	適 ・ 否		確認		
再生竹除伐の確認	伐採・集積の適否	適 ・ 否		確認		
森林作業道の確認	施行箇所の適否	適 ・ 否		確認		
	延長	申請	m		確認	
		検査地点				
	幅員	申請	m		確認	
		検査地点				
	敷砂利の適否	適 ・ 否		確認		
排水工の適否	適 ・ 否		確認			
その他						

注) 各項目について、必要事項を記入するか、又は該当するものを○で囲むこと。

年度 防災・減災・景観保全森林整備事業検査復命書

年 月 日から 年 月 日まで、 年度防災・減災・景観保全森林整備事業のしゅん工（中間）検査を下記のとおり実施したところ、別紙検査調書のとおりでしたので復命します。

記

実施主体名：

施行市町村名	事業区分	申請件数	事業量 ha	現地検査件数			備考
				抽出	全筆	計	
計							

年 月 日

検査員 職名

氏名

Ⓜ

熊本県知事

様

- 注1 実施主体ごとに作成すること。
- 注2 事業区分ごとに小計を取ること。
- 注3 不要な文字は、抹消すること。